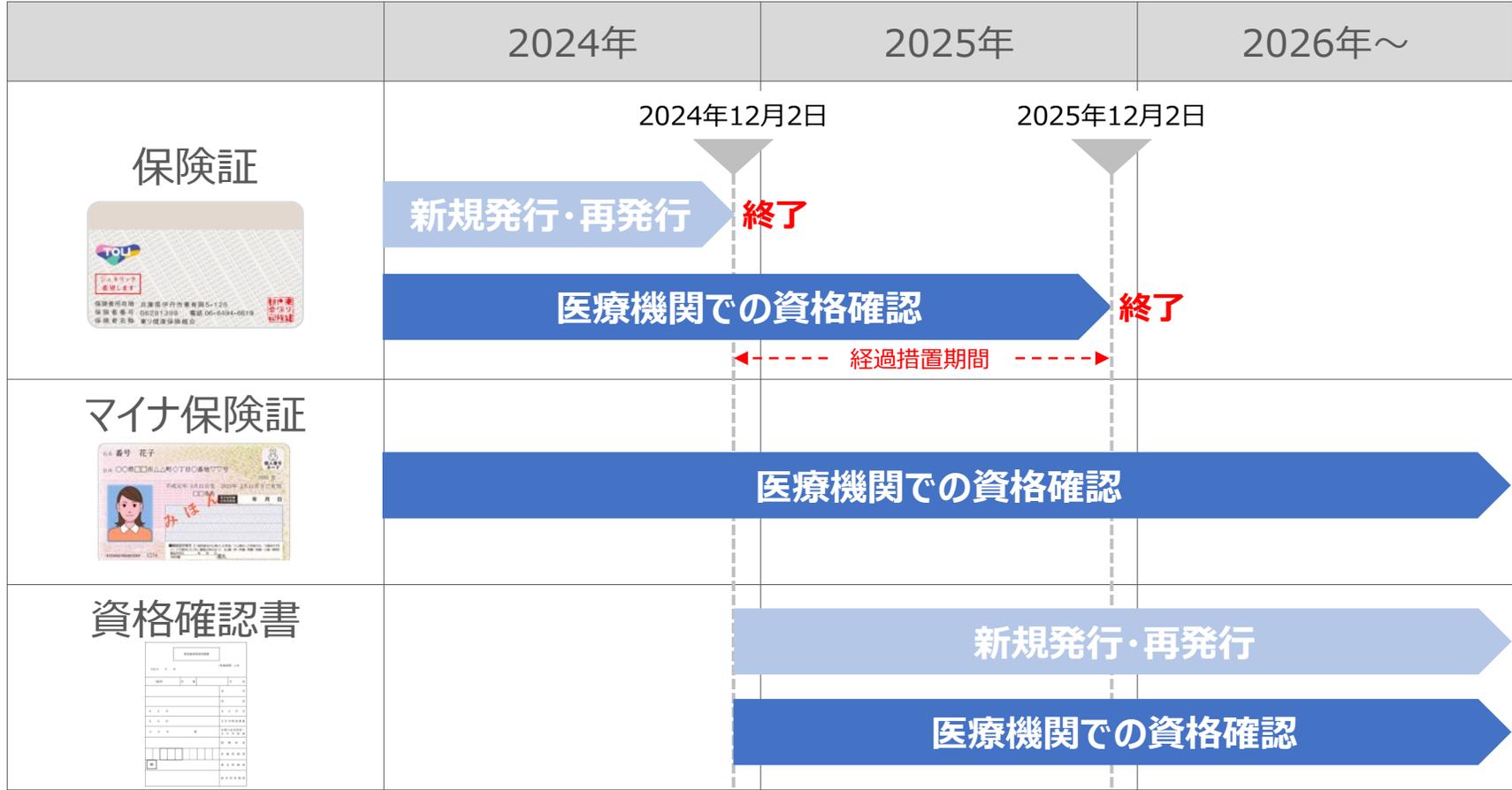


2024年12月2日以降の保険証使用について

2024年8月にもお知らせしておりますが、2024年12月2日より保険証の新規発行および再発行が終了となります。

終了日以降の医療機関における資格確認は、原則マイナ保険証を使用することになります。 * 経過措置期間は発行済み保険証の使用可能
 マイナ保険証による資格確認を受けられない方は、資格確認書を医療機関窓口へ提出して資格確認を行うこととなります。
 資格確認書が必要な方は次ページの「資格確認書について」をご確認ください。



資格確認書 様式イメージ

サイズ：A4
(表面)

健康保険資格確認書		
本人(被保険者) 年 月 日交付		
記号	番号	(枝番)
氏名		
性別		
生年月日	年 月 日	
資格取得年月日	年 月 日	
一部負担金の割合	割	年 月 日
発効年月日		
有効期限		
保険者番号		
保険者名称		
保険者所在地		

(裏面)

住所	
備考	

以下の欄に記入することにより、資格確認に関する意思を届けることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号をひで願ってください。

- 私は、既に届済み(届が停止した)後戻りのいずれでも、特種の旨に届書を提出します。
- 私は、届出停止した旨に届書、特種の旨に届書を提出します。
- 私は、届出を提出しません。

【心臓・腎・肝臓・腎臓・小腸・膵臓】

届出年月日: 年 月 日
 本人署名(自署): _____ 実務署名(自署): _____

リンク

[マイナンバーカード保険証
利用申込について](#)



- ◆ マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証利用の登録をしたものであり、健保組合が発行するものではありません。
- ◆ 2024年12月2日以降に保険証を紛失した場合、保険証の再発行はできないため、マイナ保険証の利用登録を行うか資格確認書交付申請を行ってください。

資格確認書について

資格確認書の交付対象者と申請方法

交付対象者	申請方法
2024年12月2日以降に資格を取得する者（退職後の再加入を含む）	勤務先人事部門が 資格取得届 の発行要否欄に記入
2024年12月2日以降に扶養認定される者	申請者が 被扶養者異動届 の発行要否欄に記入して勤務先人事部門へ提出
2024年12月1日までに保険証を交付されている者で、保険証を紛失した者	申請者が 資格確認書（再）交付申請書 を記入して勤務先人事部門へ提出
マイナンバーカードを紛失した者	
マイナンバーカードを更新中の者	
第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者	

上記対象者以外で、保険証をお持ちの方への資格確認書の発行は2025年12月2日以降の対応となります。

発送方法

勤務先人事部門経由で送付いたします。

有効期限

有効期限は発行日から初めて迎える8月31日までとなります。

更新する場合は再度交付申請が必要になります。

有効期限内に更新、退職、扶養から外れる場合には回収いたします。

【例1】発行日：2024年12月15日 有効期限：2025年8月31日

【例2】発行日：2025年4月1日 有効期限：2025年8月31日

【例3】発行日：2025年9月10日 有効期限：2026年8月31日

再発行

本人の過失による滅失の場合には再発行手数料を徴収いたします。

【再発行手数料】 ¥1,000／名

資格確認書（再）交付申請書

- Excel形式
- [健康保険組合ホームページ](#)よりダウンロード可能（2024年12月2日以降）

<健保HP>



2024年12月2日以降資格確認に使用できる証（書）

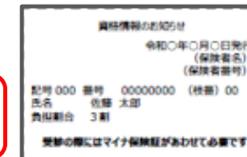
証（書）の種類	単体での使用	備考
保険証	○	2025年12月2日以降は使用不可
マイナ保険証	○	
資格確認書	○	有効期限あり
資格情報のお知らせ *1 *2	×	医療機関でマイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証とあわせて提示
マイナポータル資格情報 *3	×	

- *1 資格情報のお知らせは12月2日以降の資格取得者および扶養認定者に勤務先人事部門経由で送付いたします。2024年6月22日時点の被保険者および被扶養者の方には2024年9月に送付しておりますのでご確認ください。 * 海外勤務者を除く
- *2 再発行を希望する場合は、資格確認のお知らせ再発行申請書を記入して勤務先人事部門へ提出してください。
- *3 使用するためにはマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。

<資格情報のお知らせ>



右下部分を
切り取って使用



<マイナポータル資格情報>



記号番号等の
情報を閲覧可能



マイナ保険証を利用すると「限度額適用認定証」の申請が不要になります！！

医療機関での手術や治療等で高額療養費に該当する可能性がある場合、「限度額適用認定証」を申請していただくことで、窓口での自己負担を上限額に抑えることができます。

従来は健康保険組合へ申請書をご提出いただき、発行した証を医療機関窓口へ提出する必要がありましたが、**マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」の提出が不要となり、「限度額適用認定証」の申請も不要となります。**

リンク

[マイナンバーカード保険証利用申込について](#)



リンク

[【厚生労働省】マイナンバーカードの健康保険証利用について](#)



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら

マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平 日: 9時30分~20時00分
土 日 祝: 9時30分~17時30分